

**今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く
住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。**

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業、収入減で生活にお困りの世帯の皆様へ

生活福祉資金 特例貸付のご案内

申請期限
8月末

生活保護受給者や債務整理中の方、暴力団員が属する世帯の方はご利用になれません。
また、本資金を事業の運営資金や債務の返済に使うことはできません。

すでにご利用されている方は、再度利用することはできません。

緊急小口資金(一時的な資金が必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 原則として、1世帯につき1回限り10万円以内。
但し、次の(1)～(6)など特に必要と認められる場合は20万円以内。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上いるとき
 - (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校となった小学校に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルス感染症に感染した小学校に通う子
 - (5) 世帯全員の中に個人事業主等がいることなどのため、生活に要する費用が不足するとき。
 - (6) その他、特に資金の貸付需要があるとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 貸付利子 無利子
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 連帯保証人 不要

総合支援資金(生活支援費)(生活の立て直しが必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 二人以上の世帯は月20万円、単身世帯は月15万円以内。
- 貸付期間 原則3か月以内(二人以上の世帯であれば、月20万×3か月以内)
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 貸付利子 無利子
- 償還期限 据置期間終了後10年以内
- 連帯保証人 不要

*申請においては自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが条件となっています。

相談・申込窓口：中土佐町社会福祉協議会 (久礼6584-1 町民交流会館内)

受付時間：午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日は除く)

電話：(0889)52-2058

まずは、お電話にてご相談・ご予約ください。